

香里小学校 P T A 規約集

- 1 香里小学校 P T A 規約
- 2 香里小学校 P T A 規約 附則
- 3 役員選出取扱要綱
- 4 個人情報取扱方針

枚方市立香里小学校 P T A

枚方市香里ヶ丘10丁目5-2
TEL 050-7102-9012

香里小学校PTA規約

第1章 名 称

第1条 本会は、枚方市立香里小学校PTAと称し、事務所を香里小学校に置く。

第2章 目 的

第2条 本会は、教育基本法に基づいて保護者と教職員とが協力して学校、家庭、社会における児童の健全な成長をはかること及び会員相互の親睦と研修をはかることを目的とする。

第3章 方 針

第3条 本会は、次の方針により活動する。

- 1 教育を本旨とする任意の民主団体である。
- 2 児童の教育と福祉の向上の為に活動する社会的団体及び機関と協力する。
- 3 他の団体及び機関から支配、干渉を受けない。
- 4 営利的、宗教的、政治的活動をしない。
- 5 学校の管理、運営や人事に干渉しない。

第4章 会 員

第4条 資格

本会の会員は、次の人に限る。

- 1 本校に在籍する児童の保護者。
- 2 本校に在勤する教職員。

第5条 権利義務

会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第5章 会 計

第6条 本会の経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

第7条 本会の会費は一世帯月額200円とする。

第8条 本会の経理は、総会において議決された予算にもとづいて行われる。

第9条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌3月31日におわる。

※その他の収入とは銀行利子の事、寄付金はもらわない事を原則とするがその都度検討する。

第6章 役員及び会計監査

第10条 本会の役員は次の通りとする。

会長1名	副会長2名
書記3名（P2.T1）	会計3名（P2.T1）
副会長（市P）1名	生活指導委員長1名

ふれあい事務局長 1 名

副会長（市 P）は、枚方市 P T A 協議会で役員にあたる年度について、役員の追加を可能とする。

第 11 条 役員の選出

- 1 P 役員の選出は附則により定める。
- 2 T 役員は教職員より 2 名が推薦される。

第 12 条 役員の任期

- 1 任期は一年を原則とし、4 月 1 日より就任する。
- 2 任期終了後も新役員選出までは、その任務にあたる。

第 13 条 役員の任務

- 1 会長
 - （1）本会を代表し、会務を統括執行する。
 - （2）総会、運営委員会、役員会を召集する。
 - （3）選出された各委員を委嘱する。
- 2 副会長
 - 会長を補佐し、会長不在の時は、その代理をつとめる。
- 3 書記
 - 総会並びに運営委員会、役員会の議事を記録し、会合の通知をする。
- 4 会計
 - 本会の会計事務を担当する。
- 5 副会長（市 P）
 - 枚方市 P T A 協議会で役員にあたる年度について、副（市 P）役員の追加を可能とする。
 - 市 P 担当とし、その任務にあたる。
- 6 生活指導委員長
 - 生活指導委員会の統括を担当する。
- 7 ふれあい事務局長
 - 香里ふれ愛・フリー・スクエア協議会の統括を担当する。

第 14 条 会計監査

- 1 本会は、会計監査委員 2 名をおく。
- 2 選出は附則により定める。
- 3 任務はその年度の会計を監査し、結果を年度末総会で報告する。
- 4 任期は、一年とし、4 月 1 日より就任する。

第 15 条 役員及び会計監査の兼任は認めない。

第 7 章 総 会

第 16 条 総会は、本会の最高議決機関であって、原則として、年 2 回開く。

但し、必要に応じ臨時総会を開くことができる。

第 17 条 総会で議決を要する事項は、次の通りとする。

- 1 年度計画（目標）

- 2 予算の審議
- 3 決算報告の承認
- 4 規約の改正
- 5 その他の重要事項

第18条 総会は会員の5分の1以上の出席により成立する。但し、委任状も認めるが、議決には含めない。

書面により開催する場合には、書面表決書の提出枚数を出席会員の人数として取り扱う。

第19条 議決は、出席会員の過半数の賛成を必要とする。

但し、規約の改正については、出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第20条 会長は、次の場合には、臨時総会を開かなければならない。

- 1 運営委員会で必要と認めた場合。
- 2 会員の5分の1以上の要求があった場合。

第21条 総会で議決を要する事項については、その資料を少なくとも、一週間前に会員に配布しなければならない。

第8章 運営委員会

第22条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であって、本会の役員及び教職員代表により構成される。

第23条 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

第24条 議決は出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第25条 運営委員会の任務は、次の通りとする。

- 1 役員会及び各種委員会から提出された案件を審議する。
- 2 総会に提出する案件を審議する。
- 3 必要ある場合には、拡大運営委員会を開催する。
- 4 その他、会員から委任された案件を審議し処理する。
- 5 役員及び会計監査に欠員を生じた場合には、これを審議し必要に応じて補充する。
- 6 補正予算を審議する。

第26条 運営委員会の例会は、原則として1ヶ月1回開くが、暦の変更、学校の授業都合、府・市の行事参加などで2ヶ月1回の場合もある。（8月、3月は開かないものとする。）

第27条 臨時運営委員会は、次の場合開くことができる。

- (1) 役員会が必要と認めた場合。
- (2) 委員の半数以上が、必要と認めた場合。

拡大運営委員会は、本会の役員、全委員及び、教職員代表により構成され、次の場合開くことができる。

- (1) 役員会が、必要と認めた場合。
- (2) 委員の半数以上が必要と認めた場合。

第9章 役員会

第28条 役員会の任務は次のとおりとする。

- 1 総会、運営委員会で決議された活動方針及び各種案件の執行のため企画立案する。

- 2 各種委員会の活動を調整する。
- 3 予算案を作成する。(補正予算を含む)
- 4 その他、各委員会に属さない案件の処理、及び会の活動の総合的な推進をはかる。

第10章 委員会

第29条 委員会は、各学年から選出された委員ならびに教職員により構成される。

第30条 委員会の任務は、次の通りとする。

- 1 児童の安全を守るための活動を行う。(生活指導委員会)
- 2 本会の健全な運営に必要な活動を行う。(選出委員会)
- 3 香里ふれ愛・フリー・スクエア協議会の運営を行う。(ふれあい委員会)
- 4 児童の学校生活の充実に資する活動を行う。(全委員で分担して担う。)
- 5 必要に応じ、総会の承認を得て、委員会を設置、または廃止することができる。

第11章 個人情報取り扱いについて

第31条 個人情報取り扱いについて、別に定める個人情報取扱方針によるものとする。

第12章 災害の発生時等

第32条 災害及び感染症等の発生により通常のPTA活動(総会、委員選出を含む)が困難な場合は、本規約及び附則、役員選挙取扱要綱の規定に関わらず、会長及び学校長が協議等を行い、柔軟な取り扱いができることとする。

但し、できるだけ本規約等の主旨に沿って活動することとする。

第33条 本規約は、1948(昭和23)年より施行する。

1980(昭和55)年4月23日一部改正する。

2000(平成12)年11月18日一部改正する。

2002(平成14)年12月18日一部改正する。

2003(平成15)年5月14日一部改正する。

2009(平成21)年3月4日一部改正する。

2011(平成23)年3月2日一部改正する。

2014(平成26)年5月14日一部改正する。

2019(令和元)年5月22日一部改正する。

2020(令和2)年7月29日一部改正する。

2021(令和3)年7月12日一部改正する。

2021(令和3)年9月24日一部改正する。

なお、本改正は2022(令和4)年度の役員・会計監査・委員の選出より適用し、

2021(令和3)年度中はなお従前の例によるものとする。

2022(令和4)年3月8日一部改正する。

附 則

第 1 条 委員の選出

- 1 各学年の保護者よりクラス数と同数の生活指導委員を選出する。
- 2 全学年の保護者より 8 名以内のふれあい委員、及び 2 名以上の 6 年生の保護者を含む 6 名以内の選出委員を選出する。
- 3 委員の選出は、第一に立候補によるものとし、立候補者が定数を超過した場合には、立候補者内で抽選により選出を行う。立候補者が定数に満たない場合は、選出対象者において抽選を行うこととする
- 4 各委員会に、教職員の代表若干名をおく。
- 5 教職員の互選により、教職員 2 名を選出し、運営委員会に出席する。
- 6 2008 年度以降の本部役員経験者は、一家庭において全ての役員、委員、会計監査の免除対象となる。ただし、委員選出 Web フォームにて選出対象への変更を申し出ることができる。対象児童において委員を経験した会員は、翌年度以降の選出時、免除対象となる。ただし、委員選出 Web フォームにて選出対象への変更を申し出ることができる。
- 7 当年度の委員は、翌年度の委員選出時、前項に加え、当該会員の家庭の全ての児童において免除対象となる。ただし、委員選出 Web フォームにて選出対象への変更を申し出ることができる。なお、選出委員は、その任務に公正を期すため、本項の規定に関わらず翌年度の委員選出の対象外とする。
- 8 委員の任務が常時執行できない状態にある会員は、選出辞退申出書をもってのみ辞退を申し出ることが出来る。申し出先は担当 T 会員（教頭）とし、申し出を受けた当該 T 会員は、選出辞退者の氏名を選出委員へ報告するものとする。なお、各会員の辞退理由については会員の個人情報が含まれるため当該 T 会員限りとし、選出委員への伝達は行わない。
- 9 選出された後は、辞退することはできないが、委員の任務が常時執行できない理由が新たに生じた場合は、その限りではない。
- 10 次の会員は、委員候補から除外する。
 - (1) 本部役員及び会計監査の会員
 - (2) 本部役員及び会計監査補欠の会員
- 11 委員の選出は、原則として対象となる任期の前年度中に完了する。ただし、1 年生については、新年度において速やかに選出を行うものとする。

第 2 条 役員及び会計監査の選出

- 1 役員及び会計監査候補者は、各学年の保護者よりクラス数と同数を選出し、教職員よりは役員 2 名が推薦される。
- 2 前項とは別に役職を選択して立候補することができる。立候補者は前項の学年候補者からは除外される。

- 3 2008年度以降の本部役員経験者は、一家庭において全ての役員、委員、会計監査を免除とすることができる。当該会員が免除を受ける場合には、役員選出Webフォームにて役員選出を辞退する旨を申し出るものとする。
- 4 当年度の委員は、翌年度の役員及び会計監査選出時、当該会員の家庭の全ての児童において役員選出Webフォームにて選出辞退を申し出ることができる。なお、選出委員は、その任務に公正を期するため、本項の規定に関わらず翌年度の役員及び会計監査選出の対象外とする。
- 5 当年度の会計監査委員は、その任務に公正を期するため、翌年度の役員及び会計監査選出の対象外とする。
- 6 役員の任務が常時執行できない状態にある会員は、選出辞退申出書をもってのみ辞退を申し出ることができる。申し出先は担当T会員（教頭）とし、申し出を受けた当該T会員は、選出辞退者の氏名を選出委員へ報告するものとする。なお、各会員の辞退理由については会員の個人情報が含まれるため当該T会員限りとし、選出委員への伝達は行わない。
- 7 選出された後は、辞退することができないが、役員の任務が常時執行できない理由が新たに生じた場合は、その限りではない。
- 8 役員及び会計監査の選出は、原則として2月までに完了する。

第3条 選出委員会

- 1 委員会は、P会員の本部役員、会計監査及び委員を公正に選出することを目的として設置する。本部役員及び会計監査の選出の手順については、別に定める役員選出取扱要綱によるものとする。
- 2 本委員会は、第1条第1項において選出された委員及び同条第4項に定める教職員の代表により構成される。公正を期するため、P本部役員、会計監査選出時の統括は、T会員代表が務めるものとする。なお、委員選出時の統括は、本部役員が兼務をもってその任にあたるものとする。

第4条 生活指導委員会

- 1 児童の安全を守ることを目的として設置する。
- 2 本委員会は、規約第10条に定める生活指導委員長、第1条第1項において選出された委員及び同条第4項に定める教職員の代表により構成される。

第5条 ふれあい委員会

- 1 本委員会は『枚方子どもいきいき広場事業』を活用した香里ふれ愛・フリー・スクエアの運営を通じ、関係地域団体の協力のもと、次世代を担う子どもたちの生きる力を育むとともにその健全な育成に資する事を目的として設置する。
- 2 本委員会は、規約第10条に定めるふれあい事務局長、第1条第2項において選出された委員及び同条第4項に定める教職員の代表により構成される。

第6条 児童支援活動について

- 1 児童の学校生活の充実を図ることを目的として活動する。

- 2 本活動にあたる専任の担当者は置かず、規約第10条に定める本部役員が統括し、第1条第1項及び第2項において選出された委員が必要に応じて活動を担う。

第7条 弔慰費規定

会員の弔に際し、次の金品を贈り弔の意を表す。金五千元と襷又はやむを得ぬ場合、供花料五千元とする。

上記の適用は、本会員とその子どもとする。(但し、教職員に関しては配偶者を含む)

第8条 附則の改正

- 1 本附則は運営委員会において、委員の3分の2以上の賛成を得て改正することができる。
- 2 なお、改正の条項は、その資料を少なくとも改正を審議する運営委員会の一週間前に会員に配布しなければならない。
- 3 改正の条項は、会員に通知しなければならない。

第9条 本附則は、1978(昭和53)年4月17日より施行する。

1990(平成2)年5月26日一部改正する。

1994(平成6)年4月16日一部改正する。

1998(平成10)年1月17日一部改正する。

1998(平成10)年5月2日一部改正する。

1999(平成11)年11月6日一部改正する。

2000(平成12)年11月4日一部改正する。

2002(平成14)年12月18日一部改正する。

2003(平成15)年3月12日一部改正する。

2003(平成15)年5月14日一部改正する。

2003(平成15)年6月14日一部改正する。

2009(平成21)年3月4日一部改正する。

2011(平成23)年3月2日一部改正する。

2014(平成26)年5月14日一部改正する。

2019(平成31)年1月12日一部改正する。

2019(令和元)年5月22日一部改正し、同日施行する。

2020(令和2)年3月4日一部改正する。

2021(令和3)年9月24日一部改正する。

なお、本改正は2022(令和4)年度の役員・会計監査・委員の選出より適用し、

2021(令和3)年度以前の取扱についてはなお従前の例によるものとする。

ただし、その移行期間においては、改正後の条文の趣旨に沿い、業務に支障のなきよう柔軟に運用するものとする。

2021(令和3)年12月8日一部改正する。